

vol.2206

税務・財務 ニュース

税務・財務に関する情報を使いこなすことができれば、より豊かな人生が送れるものと確信しています。私どもは、これらの情報をお客様のお役に立てていただければと願っております。ご自身にどう当てはめたらよいかをお考えいただき、ご不明な点がございましたら、一緒に検討させていただきたく存じます。税務・財務に関する情報の提供を通じて、お客様の繁栄と、平安に、少しでも貢献できればと願います。

友弘 正人

[今月のテーマ]

要件が緩和されました 特例事業承継税制

[contents]

- ◆ 贈与税の納税猶予制度について
- ◆ 相続税の納税猶予制度について
- ◆ 事業承継税制の特例の概要



税理士法人 トータル財務プラン
行政書士法人 トータル財務プラン
一般社団法人 トータル財務プラン
株式会社 トータル財務プラン
友弘正人公認会計士事務所

〒651-0087 神戸市中央区御幸通3丁目1番8号
ライオンズ三宮ビル 2F
TEL : 078-221-7711 FAX : 078-221-7717
info@topp.co.jp <https://topp.co.jp>

要件が緩和されました 特例事業承継税制

1. はじめに

事業承継税制は、先代経営者が後継者に自社株式を贈与、または相続した場合に、一定の要件を満たすことで、その贈与税または相続税の納税が猶予され、その後先代経営者または後継者の死亡などの事由が発生したときにその納税が免除される制度です。

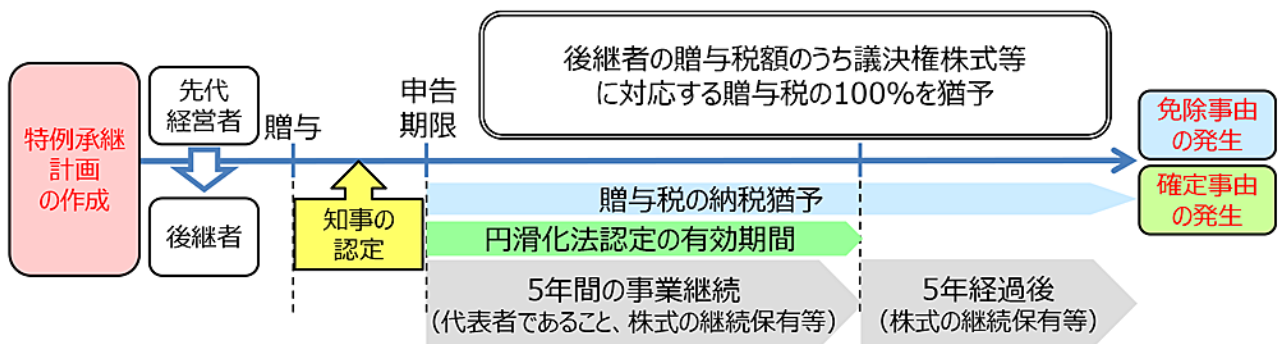
事業承継を困難とする原因の一つが、自社株承継の難しさにあります。自社株評価の高い会社は、相続税・贈与税が高くなりますが、納税資金のために自社株を換金するのも困難です。

それをふまえて事業承継税制は、平成 21 年度税制改正で創設されましたが、利用者が少なく、平成 30 年度税制改正において、これまでの措置（以下「一般措置」といいます。）と並行する形で、より特典の多い特例措置（以下「特例措置」といいます。）が創設されました。今回は、事業承継税制の特例措置についてご紹介したいと思います。

2. 贈与税の納税猶予制度について

後継者が贈与により取得した株式等に係る贈与税の 100%が猶予されます。

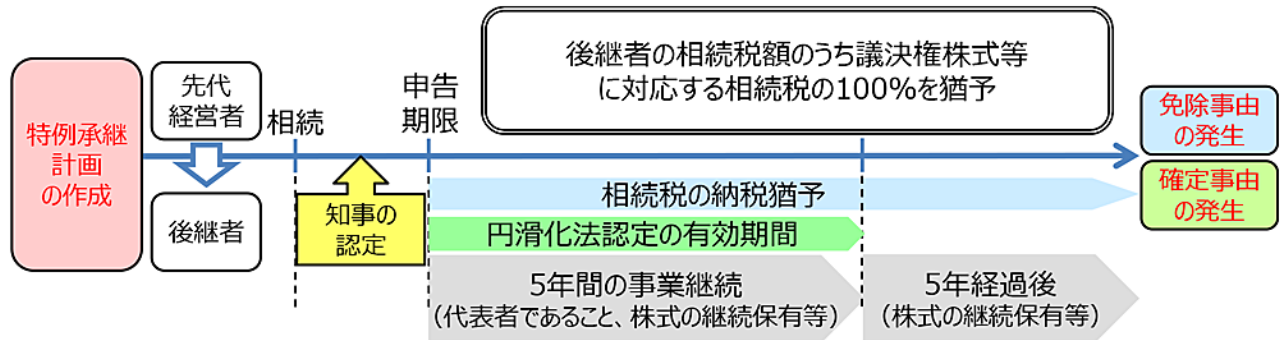
本制度の適用を受けるためには、経営承継円滑化法に基づく都道府県知事の「認定」を受け、報告期間中（原則として贈与税の申告期限から 5 年間）は代表者として経営を行う等の要件を満たす必要があり、その後は、後継者が対象株式等を継続保有すること等が求められます。また、後継者が死亡した等の一定の場合には、猶予された贈与税が免除されます。



(経済産業省 HP より)

3. 相続税の納税猶予制度について

後継者が相続又は遺贈により取得した株式等に係る相続税の100%が猶予されます。本制度の適用を受けるためには、経営承継円滑化法に基づく都道府県知事の「認定」を受け、報告期間中（原則として相続税の申告期限から5年間）は代表者として経営を行う等の要件を満たす必要があります。その後、後継者が対象株式等を継続保有すること等が求められます。また、後継者が死亡した等の一定の場合には、猶予された相続税が免除されます。



(経済産業省 HP より)

4. 事業承継税制の特例の概要

(1) 適用株数の拡大

後継者が贈与又は相続により自社株式を取得した場合、「一般措置」では発行済株式総数の3分の2までが納税猶予の対象とされていましたが、「特例措置」では発行済株式総数の全てが納税猶予の対象とされます。

(2) 納税猶予割合の拡大

後継者が贈与又は相続により自社株式を取得した場合、「一般措置」では自社株式の評価額の80%相当額が納税猶予の対象とされていましたが、「特例措置」では当該評価額の100%相当額が納税猶予の対象とされます。

(3) 贈与者

「一般措置」では、代表者であり筆頭株主であった先代経営者（1名）のみから贈与される自社株式が納税猶予の対象とされています。「特例措置」では、先代経営者以外の株主からの贈与・相続も適用対象となります。すべての株主からの贈与・相続が納税猶予の対象となるため、納税負担を心配せずに分散した株式を後継者に集約できます。

(4) 受贈者

「一般措置」では、後継者について筆頭株主である代表者のみが、納税猶予の適用対象者とされています。「特例措置」では、代表権を有する後継者について、最大3名までが納税猶予の対象とされます。共同代表制による事業承継も納税猶予の対象となりました。

(5) 特例承継計画の策定と提出

「一般措置」では、事前の計画策定等は不要です。「特例措置」では、会社の後継者や承継時までの経営見通し等を記載した「特例承継計画」を策定し、平成30年4月1日から令和6年3月31日までの間に 事前に都道府県に提出する必要があります。

「特例承認計画」は認定経営革新等支援機関（税理士、商工会など）の指導及び助言を受ける必要があります。

(6) 雇用継続要件の緩和

「一般措置」では、承継後5年間は使用従業員数の平均8割の雇用維持が必要で、8割を下回った場合には、納税猶予は打ち切りとなります。「特例措置」は、承継後5年間、平均8割の雇用維持ができなくても、要件に満たない理由を記載した書類を都道府県に提出すること等で納税猶予は継続されます。これにより、納税猶予の認定取消しリスクが大幅に減少しました。

(7) 相続時精算課税適用者の拡大

相続時精算課税制度は、60歳以上の者から18歳以上の推定相続人である子・孫への贈与に適用されます。「特例措置」を適用する場合に限り、子及び孫以外の親族、並びに第三者を適用対象者と認められることになりました。これにより、第三者が後継者となる場合において、将来何らかの事由で納税猶予が取り消されたとしても、相続時精算課税制度を併用すれば、累進性の高い暦年贈与課税を避けられることとなります。

5. 最後に

令和6年3月31日「特例承認計画」の提出期限が到来します。この手続きをせずに令和6年4月1日以後に先代経営者に相続が発生した場合には、「特例措置」の適用はできず「一般措置」の事業承継を適用することになります。

適用を受けた方が有利かどうかなどの様々な検討も含めて「特例承継計画」の作成・提出にはある程度の時間が必要です。

ご関心のある方はトータル財務プランまでお問い合わせください。

執筆者 籠田 信弘